3 (a) 締約国は、自国の認定する団体に対し、2に規定する証明書を発給する権限を与えることができる。締約国により権限を与えられた団体は、証明書を発給するごとにその旨を当該締約国に通報する。当該締約国は、いかなる場合にも、当該団体によって発給される証明書の完全性及び正確性を十分に保証するものとし、この義務の履行のため必要な措置をとる。

(b) 締約国は、事務局長に対して次の事項を通告する。

(i) 自国の認定する団体に与えた権限についてその責任の範囲及び条件

(ii) 自国の認定する団体に与えた権限の取消し

(iii) 自国の認定する団体に与えた権限が有効となる日又は当該権限の取消しが効力を生ずる日

(c) 締約国が自国の認定する団体に与えた権限は、これを与えた旨の通告が事務局長に対して行われた日から三箇月目の日前には、有効とならない。

この3の規定に従い証明書を発給する権限を与えられた団体は、証明書を発給した時の要件が維持されていない場合には、少なくとも、当該証明書を取り消す権限を与えられる。当該団体は、いかなる場合においても、自己が国に代わって発給した証明書の取消しを当該国に報告する。

4 証明書は、発給する国の公用語で作成する。使用される言語が英語、フランス語又はスペイン語でない場合には、これらの言語のいずれかによる訳文を付するものとし、当該国が決定するときは、当該国の公用語による記載を省略することができる。

5 証明書は、船舶内に備え置くものとし、その写しは、当該船舶の登録簿を保管する当局又は当該船舶がいずれの締約国にも登録されていない場合には当該証明書を発給し、若しくは公認した当局に寄託する。

6 保険その他の金銭上の保証は、2の規定に従って証明書に記載される保険又は保証の有効期間の満了以外の理由により、5に規定する当局に対して終了の通報が行われた日から三箇月の期間が満了する前に効力を失うことがあるものである場合には、この条に定める要件を満たすこととはならない。ただし、当該期間内に、証明書が当該当局に引き渡され、又は新たな証明書が発給されたことを条件として効力を失う場合は、この限りでない。この6の規定は、保険又は保証がこの条に定める要件を満たさなくなるような変更についても、同様に適用する。

7 船舶の登録国は、この条の規定に従うことを条件として、証明書の発給要件及び効力要件を定める。

8 この条のいかなる規定も、締約国が他の国又は機関その他の国際機関から得た情報であって、この条約の目的のために保険その他の金銭上の保証を提供する者の財政状態に関連するものを当該締約国が利用することを妨げるものと解してはならない。この場合において、当該情報を利用する締約国は、2の規定により必要とされる証明書を発給する国としての責任を解除されない。

9 締約国の権限に基づいて発給され、又は公認された証明書（いずれの締約国にも登録されていない船舶について発給され、又は公認されたものを含む。）は、他の締約国により、この条約の適用上承認され、及び当該他の締約国が発給し、又は公認した証明書と同一の効力を有するものと認められる。締約国は、証明書に記載された保険者又は保証提供者がこの条約によって課される義務を履行する資力を有しないと認める場合には、いつでも、当該証明書を発給し、又は公認した国に対して協議を要請することができる。

10 汚染損害の賠償の請求は、汚染損害についての登録所有者の責任を担保する金銭上の保証を提供する保険者その他の者に対して直接に提起することができる。この場合には、被告は、船舶所有者が援用することができたであろう抗弁（前条の規定に基づく責任の制限を含み、船舶所有者の破産及び清算を除く。）を援用することができる。また、被告は、船舶所有者が同条の規定に基づいて責任を制限することができない場合であっても、1の規定に従って維持することが必要とされる保険その他の金銭上の保証の額に等しい額に責任を制限することができる。さらに、被告は、汚染損害が船舶所有者の悪意によって生じたとの抗弁を援用することができるが、船舶所有者により被告に対して提起される訴えにおいて援用することができたであろう他のいかなる抗弁も援用してはならない。被告は、いかなる場合にも、船舶所有者が訴訟手続に参加することを要求する権利を有する。

11 締約国は、自国を旗国とする船舶であってこの条の規定が適用されるものについては、2又は14の規定に従って証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならない。

12 各締約国は、この条の規定に従うことを条件として、自国の領域内の港に入港し、若しくはそこから出港する船舶又は自国の領海内にある沖合の施設に到着し、若しくはそこから出発する船舶であって、総トン数が千トンを超えるもの（登録の場所のいかんを問わない。）につき、自国の国内法令により、1に定める額に相当する保険その他の保証が効力を有していることを確保する。

13 締約国は、5の規定にかかわらず、船舶が自国の領域内の港に入港し、若しくはそこから出港する時又は船舶が自国の領域内にある沖合の施設に到着し、若しくはそこから出発する時に、12の規定の適用上、2の規定により必要とされる証明書を船舶内に備え置き、又は提出することを当該船舶に対して要求しない旨を事務局長に通告することができる。ただし、当該証明書を発給する締約国が、全ての締約国にとって利用可能な電子的な様式による記録であって、当該証明書の存在を証明し、及び締約国が12に定める義務を履行することを可能とするものを保持している旨を事務局長に通告していることを条件とする。

14 締約国が所有するいずれかの船舶について保険その他の金銭上の保証が維持されていない場合には、この条の関係規定は、当該船舶については、適用しない。もっとも、当該船舶は、船舶の登録国の適当な当局が発給する証明書（当該船舶が当該船舶の登録国の所有するものであること及び当該船舶の責任が1の規定に従って定める責任の制限の範囲内で担保されていることを明記しているもの）を備え置くものとする。当該証明書は、できる限り2に定める様式に従うものとする。

15 いずれの国も、この条約の批准、受諾若しくは承認若しくはこの条約への加入の時に又はその後いつでも、当該国の第二条(a)(i)に規定する領域内のみを運航する船舶については、この条の規定を適用しないことを宣言することができる。

第八条　期間制限

この条約に基づいて賠償を請求する権利は、損害が生じた日から三年以内にこの条約に基づいて訴えが提起されない場合には、消滅する。ただし、訴えは、いかなる場合にも、損害を生じさせた事故の発生の日から六年の期間が満了した後は、提起してはならない。事故が一連の出来事から成る場合には、当該六年の期間は、最初の出来事の発生の日から起算する。

第九条　管轄権

1 事故が一若しくは二以上の締約国の領域（領海を含む。）若しくは第二条(a)(ii)に規定する水域において汚染損害を生じさせた場合又は当該領域若しくは水域における汚染損害を防止し、若しくは最小限にするために防止措置がとられた場合には、船舶所有者又は保険者その他の保証を提供する者であって船舶所有者の責任を担保するものに対する賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができる。

2 1の規定に基づいて提起される訴えについては、各被告に対し合理的な通告を行う。

3 各締約国は、自国の裁判所がこの条約に基づく賠償の請求の訴えについての管轄権を有することを確保する。